

<<公衆浴場業の申請手続きについて>>

新たに公衆浴場を営業するには、あらかじめ保健所に公衆浴場業の営業許可申請をする必要があります。また、法令に基づく基準に適合しているか、構造設備等について検査を受けなければなりません。

事前相談

施設設備が法令に基づく基準に適合しない場合は、不適箇所が改善されるまで保健所の許可が下りません。

計画段階で保健所に図面をお持ちいただき、問題となる箇所がないかご相談ください。

構造設備基準については、さいたま市公衆浴場法施行条例、さいたま市公衆浴場法施行細則、公衆浴場における衛生等管理要領をご確認ください。

また、公衆浴場営業許可申請をするにあたって、下記の部署にも相談が必要になる場合があります。保健所への相談と併せて、下記他部局にもご確認ください。

<<他法令関係>>

①建築確認申請・検査に関すること

北区、大宮区 西区、見沼区、岩槻区	建設局 北部建設事務所建築審査課	TEL:048-646-3242 FAX:048-646-3268
中央区、桜区 浦和区、南区、緑区	建設局 南部建設事務所建築審査課	TEL:048-840-6242 FAX:048-840-6267

②消防法令適合通知書に関すること

消防局予防部査察指導課 TEL:048-833-7038 FAX: 048-833-7529

各区消防署管理指導課

西消防署	TEL:048-623-1199	北消防署	TEL:048-654-3456
大宮消防署	TEL:048-648-6505	見沼消防署	TEL:048-681-0119
中央消防署	TEL:048-852-9119	桜消防署	TEL:048-836-0119
浦和消防署	TEL:048-833-1319	南消防署	TEL:048-861-0119
緑消防署	TEL:048-873-0119	岩槻消防署	TEL:048-749-0119

申請手続

手数料 24,000円

申請書及び添付書類をそろえて、保健所に提出してください(※裏面参照)。

このときに、施設検査の日時を調整します

検査希望日の2~3週間程度前に申請の手続きをしてください。

施設検査

申請内容と相違がないか、監視員が現地を調査します。

許 可

書類審査及び施設検査で問題がなければ、2~3開庁日で許可が下りますので、営業を開始できます。

～ 申請に必要な書類 ～

- 公衆浴場営業許可申請書
- 公衆浴場施設概要
- 公衆浴場本屋の中心からおおむね半径400メートルの区域内の見取図(3,000分の1の縮図)
- 一般公衆浴場本屋の中心からおおむね半径400メートルの区域内に、他の一般公衆浴場が存する場合は、これと直線距離の実測図(500分の1の縮図)
- 敷地内の建物の配置図、平面図及び正面図並びに側面図、構造仕様書及び給排水の配管図
- 給排水の系統図
- 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合は、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、効能等が分かるもの
- 消防法令適合通知書の写し
- 建築確認検査済証の写し
- 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書※
※原本の提出、もしくは原本の提示及び写しの提出
- 手数料 24,000円
- 水質検査(原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水)の結果を記載した書面の写し

検査項目	基準	検査方法
色度	5度以下	比色法、透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法
濁度	2度以下	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、積乱光測定法又は透過散乱法
PH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法
有機物等 (全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量)	全有機炭素(TOC)の場合 1リットル中に3ミリグラム以下 過マンガン酸カリウム消費量の場合 1リットル中に10ミリグラム以下	全有機炭素(TOC)の量にあつては全有機炭素計測定法 過マンガン酸カリウム消費量にあつては滴定法
大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
レジオネラ属菌	検出されないこと (100ミリリットル中に10コロニー・フォーミングユニット未満)	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

さいたま市保健所 環境薬事課 環境衛生係

〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7-5-12

TEL:048-840-2227 / FAX:048-840-2232 / mail:kankyo-yakuji@city.saitama.lg.jp